

児童扶養手当返納金の未収金(1
8,613,430円)、母子寡婦
祉資金貸付金(400,900円)、
児童保育金(400,900円)及び
児童保育金(23,214,150円)
の未収金について、引き続きその解消に
努めること。

平成13年8月9日
及び8月29日

課家庭兒童

<p>知的障害者保護費負担金について、その未収金の主要な要所として、入所者本人に支払われている、障害基礎年金を入るこ としの家庭が生じるが、生活困窮者等をの対象へ移行金額にして、年金の未収金額が完了し、12月より1,699,800円減少している。</p>	<p>知的障害者保護費負担金について、その未収金の主要な要所として、入所者本人に支払われている、障害基礎年金を入るこ としの家庭が生じるが、生活困窮者等をの対象へ移行金額にして、年金の未収金額が完了し、12月より1,699,800円減少している。</p> <p>因どのが入所するが、生活困窮者等をの対象へ移行金額にして、年金の未収金額が完了し、12月より1,666,200円減少している。</p> <p>因どのが入所するが、生活困窮者等をの対象へ移行金額にして、年金の未収金額が完了し、12月より1,699,800円減少している。</p> <p>因どのが入所するが、生活困窮者等をの対象へ移行金額にして、年金の未収金額が完了し、12月より1,699,800円減少している。</p>
<p>平成13年8月7日 及び8月20日</p> <p>障害保健福祉課</p>	<p>旅費支給制度（実費支給）の解釈を誤り、イイベント開催時 等の直行直帰命令時に、本来在勤公署か自宅のいずれか近い 方を入力すべきを誤つて入力した結果の誤支給であり、今後 は旅費支給の適正な執行を行つたとい。なお、過支給となつたものについては、既に返還処理済み である。</p> <p>旅費の算定において、居住地から直ちに目的地へ出張する場合、居住費 地から別の旅費か勤務公署から旅費を支給すべきであるが、算定方法を誤るなどして、過支給となつた。</p>